

LS21

受験番号

2013 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 憲法

(60分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答用紙は、横書きとする。
5. 解答用紙は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された解答は、無効となる。
6. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、分かりやすい場所書き直すこと。
7. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
8. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の事例を読んで、下記設問に答えなさい。

刑法 200 条の規定は尊属殺人について定めていたところ、1973（昭和 48）年に最高裁の大法廷において違憲判決が下り、1995（平成 7）年改正の際に、同規定は削除された。

しかし、201\*年の改正により、尊属殺人の重罰規定が改めて制定されたものと仮定する（以下、この改正後の尊属殺重罰規定を「新规定」という。）。新规定の目的は、「尊属に対する尊重報恩という社会生活上の基本的道義を、自然的情愛ないし普遍的倫理として維持すること」にあるとされた。ただし、1973 年の違憲判決が、「尊属殺の法定刑が極端に重」く、「あまりにも厳しい」ことを理由としていたことに配慮し、法定刑は次のように改められている。

### 新规定

（尊属殺人）

自己又は配偶者の直系尊属を殺した者は、死刑又は無期懲役若しくは 7 年以上の懲役に処する。

Y は、父親に 10 年以上にわたって虐待を受け続けた。そして、新规定制定後の 202\*年 8 月、就寝中の父親をナイフで刺し殺し、自首した。Y は、新规定の定める尊属殺人の罪で起訴された。

〔設問 1〕 1973（昭和 48）年の尊属殺判決の法廷多数意見は、刑法 200 条を、どのような論理で違憲と判断したのか。

〔設問 2〕 新规定を合憲だと主張するとすれば、その論理はどのようなものとなるだろうか。

〔設問 3〕 あなたが Y の弁護人であるとして、新规定が違憲だと主張するとすれば、その主張はどのようなものとなるだろうか。

### 【第2問】

- (1) 国会議員の不逮捕特権（憲法 50 条）の目的は何か。説明しなさい。
- (2) いわゆる「立法事実」について、簡潔に説明しなさい。